

あった。現在、開設している病後児保育室の利用が非常に少ないため、利用料を減額することで、利用の促進と子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的として軽減する。

議案 No.19、20

災害その他非常の場合の上下水道宅内配管工事

問 災害その他非常の場合とは、具体的にどのような状況を指すのか。

答 大規模な豪雨や洪水、地震などの自然災害の発生のほか、火災や事故などの突発的な事象により、個人宅の上下水道施設の損壊が広範囲かつ多数箇所が発生し、生活に支障を来している場合において、本市に登録している指定工事店のみでは緊急修理などに対応できないような状況を想定している。

問 本市で登録していない業者が入る場合でも、市民が安心できる品質や安全性をどのように確保しているのか。

答 他自治体の指定を受けた、水道法または下水道法の基準を満たした業者に限定しているので、安全性は確保されると考えている。また、

市への申請が必要な改造等を行う場合には、本市の指定工事店と同様の手続きを経ることになるため、申請時の審査や完了時の検査を通じて、必要に応じて指導を行うことで品質確保に努める。

(3) / 9 文教厚生委員会

議案 No.8

都市計画法に基づく開発許可における公園等の設置基準の緩和

問 なぜこの時期に条例を定めることにしたのか。

答 令和7年3月に国土交通省都市局から、開発行為に伴い設置する公園等について技術的助言の通知があり、この制度は利活用しにくい小規模な公園等や、適切な維持管理が困難な公園等の増加の抑制に寄与すると考えられるとの助言であった。これを受け、本市でも既存制度の活用を検討し、この時期になった。

問 この開発行為によって今まで移管を受けた公園等があると思うが、現在の管理状況は。

答 開発行為によって移管を受けたものが約60カ所、公園が約40カ所、緑地が約20カ所となっている。管

理については、市直営や地元への委託により管理しているが、数も多く、特に緑地においては維持管理に苦慮している。

問 今回の条例制定により、3千平方メートルを超えるような開発行為を、今後どのような所で実施を見込んでいるか。

答 田原市街地内の低未利用地や市街地編入候補地である天白地区、古田地区での開発を見込んでいる。

議案 No.10

子育て部分休暇

問 本条例に子育て部分休暇を加える理由は。

答 本市では、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、就学前までを対象とする部分休業の運用によって、育児と仕事の両立を図っているが、県内の市町村において、独自制度が創設されている。こうした状況を踏まえ、本市においても新たに子育て部分休暇を創設することで育児支援の拡充を図るとともに、職員が安心して職務に従事できる環境を整えることを目的としている。

問 既存の小学校就学前までの部分休業と、今回の小学校3年生までの子育て部分休暇との違いは。

答 従来型の部分休業は、1日当たり2時間までを取得する第1号育児時間と、令和7年10月1日に新設された、1年につき10日相当の範囲で自由に取得できる第2号育児時間の2つの形態から選択できる制度となっている。一方、子育て部分休暇は、従来型の1日当たり2時間まで取得可能な制度を、小学校1年生から小学校3年生までの子を養育する職員を対象を拡大した。

問 対象年齢を小学校3年生までとした理由は。

答 子の看護休暇の対象年齢が小学校3年生までとされていること、児童クラブを利用する児童が、おむね小学校3年生までであることを考慮した。また、職員の勤務時間が短縮される制度であるため、所属への業務の影響も一定程度想定されており、業務運営と職場環境のバランスを図った。

(3) / 9 総務産業委員会